

## 生活困窮者自立支援事業 住吉区支援調整会議開催要領

### 1 目 的

支援調整会議は、支援計画(以下「プラン」という。)の作成等に当たり、以下の3点を主な目的として開催するものである。

- (1) プランの内容が適切なものであるか合議体形式により判断すること。
- (2) 参加者が、個々のプランに関する支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、個々のプランを了承すること。
- (3) プラン終了時などにおいて評価を行うこと。

### 2 開催方法

- (1) 定例開催については、毎月第2・第4木曜日、午後4時からの開催とし、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 定例開催の曜日については、今後変更することができる。
- (3) 開催場所については、区役所内会議室とする。
- (4) 会議の構成員については、事業担当からは担当係長・会計年度職員・主任生活相談支援員、相談支援員、福祉課長、福祉課地域福祉課長代理、および生活支援課長とし、総括者は福祉課長とする。  
検討事項により、関係する区役所職員や就労相談支援員、地域見守り相談室、その他関係機関にも参加要請する。

### 3 留意点

- (1) 支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、必要に応じてプランに盛り込むサービスの利用について、行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。
- (2) 関係機関と情報共有を図るためにには、本人同意が必要となる。
- (3) この要領に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者（福祉課長）が会議に諮って定める。

### 附則

- (1) この要領は、平成27年4月1日より実施する。
- (2) この要領は、平成31年4月1日より実施する。
- (3) この要領は、令和2年11月1日より実施する。
- (4) この要領は、令和7年4月1日より実施する。